

議案第15号

不当利得の返還に係る和解について

次のとおりみなとさかい交流館における電気料金の誤徴収に伴う不当利得の返還に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

境港市

2 和解の要旨

県は、みなとさかい交流館における電気料金の誤徴収に伴う不当利得の返還金として、28,191,921円を境港市に支払うものとする。

3 事件の概要

みなとさかい交流館において、入居団体である境港市から徴収していた電気料金について誤徴収が発覚したため、平成15年以降の誤徴収額を返還するため、和解しようとするものである。